

参考

インフルエンザにかかった時の学校への届け出方法が変わりました

これまで、児童生徒がインフルエンザに罹患した場合、医療機関を受診し、「意見書（旧治癒証明書）」を学校に提出していただくこととしていました。

しかし、今年度総務省等より治癒証明書の発行を控えるように指示が出されたこと、発行が有料になる場合があり、保護者負担が生じること等から、「意見書（旧治癒証明書）」を廃止することとしました。

しかしながら、学校でのインフルエンザ感染拡大の防止及び出席簿上の「出席停止」の期間確定のため、「発症日」「受診日」「医療機関名」「休養期間（学校を休んだ期間）」を正しく把握する必要があります。

つきましては、医療機関で受診し、インフルエンザと診断をされた場合は、学校で所定の用紙を下記 HP よりダウンロード、または学校に問い合わせし、保護者様でご記入いただき、学校に届け出ていただくようお願いします。

川西市教育委員会学校教育課

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/1006637/1006695/1006697.html>

